

# 食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会

## 第6回会合議事録

1. 日時 平成25年12月5日（木） 14：00～14：40
2. 場所 食品安全委員会中会議室
3. 議事
  - (1) 専門委員紹介
  - (2) 専門調査会の運営等について
  - (3) 座長の選出
  - (4) 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制について
  - (5) その他
4. 出席者
  - (専門委員)  
圓藤（吟）座長、青木専門委員、浅見専門委員、圓藤（陽）専門委員、  
香山専門委員、川西専門委員、川村専門委員、熊谷専門委員、高橋専門委員、  
田中専門委員、野原専門委員、長谷川専門委員、福島専門委員、増村専門委員、  
村田専門委員、村山専門委員、吉田専門委員、吉永専門委員、吉成専門委員、  
鰐淵専門委員
  - (食品安全委員会委員)  
熊谷委員長、佐藤委員、山添委員
  - (事務局)  
本郷事務局長、磯部評価第一課長、前田上席評価調整官、今井課長補佐、  
今井評価専門官、佐藤係長、松崎技術参与
5. 配布資料
  - 議事次第
  - 座席表
  - 化学物質・汚染物質専門調査会専門委員名簿
  - 資料1－1 食品安全委員会専門調査会運営規程
  - 資料1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について
  - 資料1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

- 資料 2 - 1 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項
- 資料 2 - 2 化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制のイメージ
- 資料 3 化学物質・汚染物質専門調査会における審議について
- 資料 4 自ら評価「食品中のヒ素」及び清涼飲料水「ヒ素」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集について
- 参考資料 食品中のヒ素に係る食品健康影響評価書（案）

## 6. 議事内容

○前田上席評価調整官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回化学物質・汚染物質専門調査会を開催いたします。

先生方には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は食品安全委員会事務局の前田と申します。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

このたび、10月1日をもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日は改選後の最初の会合にあたりますので、初めに熊谷食品安全委員会委員長より御挨拶をさせていただきます。

○熊谷委員長 熊谷でございます。このたびは御多忙の折、専門委員への就任を御快諾いただきありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げます。

既に、内閣総理大臣から平成25年10月1日付けで食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思っております。専門委員の先生方が所属される専門調査会につきましても、委員長が指名することになっておりまして、先生方を化学物質・汚染物質専門調査会に所属する専門委員として指名いたしました。専門家としての優れた科学的知見と御見識を食品の安全性を向上させるための食品健康影響評価に生かしていただけることになり、大変心強く思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立・公正に食品健康影響評価を実施することを目的として、平成15年7月に設置されたリスク評価機関でございます。原則として、毎週委員会会合を開催し、私を含め7名の委員により様々な案件を審議しております。また、食品安全基本法に基づき専門事項の審議を行うため、全体の運営等について審議を行う企画等を含め12の専門調査会を委員会の下に設けておりまして、この化学物質・汚染物質専門調査会もその一つであります。

リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づいて客観的で公正な立場から、食品健康影響評価を行うことは非常に重要なことでもあります。専門委員の皆様方におかれましては、レギュラトリーサイエンスの専門家もいらっしゃいますけれども、最新の科学的知見に基づきリスクアナリシス（リスク分析）の考え方を十分に御理解し、総合的に判断していただきたいと思っております。

なお、専門調査会の審議につきましても、原則、公開となっております。皆様方の検討

結果をぜひ専門調査会の場で御発言いただければと存じます。それによって、傍聴者の皆様方も、科学的な議論を聴くことができますし、情報の共有にも資するものと考えております。

さて、この化学物質・汚染物質専門調査会は、医学、薬学、分析化学等の分野の計 22 名の専門委員の先生方にお願ひし、飲食を介して摂取するおそれのある化学物質及び汚染物質のリスク評価を行っていただく調査会となります。本調査会では、これまで清涼飲料水の規格基準改正に係る評価、メチル水銀、カドミウムの評価等を行っていただきました。皆様方におかれましては、これまでの知識や御経験を十分に活かし、御審議をお願いできればと思っております。

長くなりましたけれども、食品の安全性に関するリスク評価は国の内外を問わず強い関心が寄せられております。この仕事は食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待にこたえるべく、適切な食品健康影響評価を速やかにかつ科学的に遂行すべく御尽力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、机上に配布してございますけれども、食品安全委員会では、食品のリスク評価に関する論文、食品安全委員会がとりまとめた評価書の内容等の海外での情報発信を行うため、11 月 20 日に英文でのオンラインジャーナル「Food safety」を創刊しました。食品安全に関するレビューや原著論文、あるいは、評価書を英文で広く発信するということを目指しております。専門委員の先生方からもぜひ投稿を期待しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

どうもありがとうございました。

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。

次に、資料の御確認をお願いいたします。本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほか、資料 4 点と参考資料でございます。

資料 1-1 が食品安全委員会専門調査会運営規程、資料 1-2 が食品安全委員会における調査審議方法等について、資料 1-3 が「調査審議方法等について」に係る確認書について、資料 2-1 が化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項、資料 2-2 が化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制のイメージ、資料 3 が化学物質・汚染物質専門調査会における審議について、資料 4 が自ら評価「食品中のヒ素」及び清涼飲料水「ヒ素」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集について、参考資料が食品中の「ヒ素」に係る食品健康影響評価書（案）でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事（1）の専門委員紹介でございます。このたび、化学物質・汚染物質専門調査会の専門委員に御就任いただいた方を、私からお名前の五十音順に御紹介させていただきますので、簡単な自己紹介をいただけますと幸いです。

まず、青木康展専門委員でございます。

- 青木専門委員 よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 浅見真理専門委員でございます。
- 浅見専門委員 浅見でございます。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 圓藤吟史専門委員でございます。
- 圓藤（吟）専門委員 圓藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 圓藤陽子専門委員でございます。
- 圓藤（陽）専門委員 圓藤です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 香山不二雄専門委員でございます。
- 香山専門委員 よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 川西徹専門委員でございます。
- 川西専門委員 川西です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 川村孝専門委員でございます。
- 川村専門委員 川村です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 熊谷嘉人専門委員でございます。
- 熊谷専門委員 熊谷です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 高橋智専門委員でございます。
- 高橋専門委員 高橋です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 田中亮太専門委員でございます。
- 田中専門委員 田中です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 野原恵子専門委員でございます。
- 野原専門委員 野原です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 長谷川隆一専門委員でございます。
- 長谷川専門委員 長谷川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 福島哲仁専門委員でございます。
- 福島専門委員 福島です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 増村健一専門委員でございます。
- 増村専門委員 増村です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 村田勝敬専門委員でございます。
- 村田専門委員 村田です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 村山典恵専門委員でございます。
- 村山専門委員 村山です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 吉田充専門委員でございます。
- 吉田専門委員 吉田です。よろしくお願ひいたします。
- 前田上席評価調整官 吉永淳専門委員でございます。
- 吉永専門委員 吉永です。よろしくお願ひいたします。

- 前田上席評価調整官 吉成浩一専門委員でございます。
- 吉成専門委員 吉成です。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 鰐淵英機専門委員でございます。
- 鰐淵専門委員 鰐淵です。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 ありがとうございます。
- なお、渋谷淳専門委員、祖父江友孝専門委員は本日御欠席でございます。
- また、食品安全委員会から3名の委員が御出席でございます。
- 先ほど挨拶をいただきました熊谷委員長でございます。
- 本専門調査会の主担当であります佐藤委員でございます。
- 佐藤委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 本専門調査会の副担当であります山添委員でございます。
- 山添委員 よろしくよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 最後に事務局を紹介させていただきます。
- 本郷事務局次長でございます。
- 本郷事務局次長 本郷でございます。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 磯部評価第一課長でございます。
- 磯部評価第一課長 磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 今井美津子課長補佐でございます。
- 今井課長補佐 今井美津子でございます。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 今井智子評価専門官でございます。
- 今井評価専門官 今井智子でございます。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 佐藤係長でございます。
- 佐藤係長 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 松崎技術参与でございます。
- 松崎技術参与 松崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 前田上席評価調整官 それから、私が上席評価調整官の前田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事（2）に移らせていただきます。専門調査会の運営についてでございます。お手元の資料1-1及び資料1-2に沿って説明をさせていただきます。

資料1-1は「食品安全委員会専門調査会運営規程」でございます。第2条で「委員会に、別表の左欄に掲げる専門調査会を置き、これらの専門調査会の所掌事務はそれぞれ別表の右欄に掲げるとおりとする。」とございますが、化学物質・汚染物質専門調査会につきましては、3ページの別表の6段目にございますように、化学物質及び汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議するということとございますが、その上にございます添加物も農薬も動物用医薬品を皆化学物質関係でございますので、その他の専門調査会の所掌に属するものを除いた化学物質が本専門調査会の所掌でございます。

1 ページ目の第2条の3項で、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。」とされております。

そして、5項で、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされているところでございます。

続きまして、資料1-2、「食品安全委員会における調査審議方法等について」ということでございます。1番の基本的な考え方ということでございますが、食品健康影響評価につきましては、食品安全基本法に規定がございますとおり、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行わなければならないという規定がございます。その調査審議に用いられる資料の作成に学識経験者が密接に関与している場合等、中立公正な評価の確保の観点から、この審議に参加することが適当でない場合も想定されるということも事実でございます。

そこで、平成15年にこの委員会決定を策定いたしまして、まず2番の(1)にございますが、次の①から⑥に掲げる場合に該当するときは、その委員を調査審議に参加させないものとする。ただし、委員会等がその委員等の有する科学的知見が委員会の調査審議に不可欠であると認める場合は、その審議に参加させることができるということでございます。

具体的な事例といたしまして、①でいきますと、申請企業とか関連企業から新たに取得した金品が、別表の役員報酬として年間100万とか、会議講演料が年間100万とか、そういったものを超える場合でございます。

②が、特定企業の株式の保有割合が全株式の5%以上の場合とか、特定企業の役員等に過去3年間において就任していた場合、あとは、特定企業からの依頼により申請資料等の作成に協力した場合も該当いたします。ただし、査読を経て公表された科学論文の作成とか、国際機関等海外の公的なリスク評価機関が作成した資料の作成に関与していた場合は除くということで、特にこの利益相反規定には該当しないということでございます。

裏面にまいりまして、⑤のリスク管理機関、すなわち厚生労働省とか農林水産省などの審議会の方である場合、その他中立公正を害するおそれがあると認められる場合ということでございます。

今回も資料1-3という形で事前に先生方に提出していただいておりますが、確認書という形で御提出いただき、毎回確認していただきながら、利益相反規定に該当される方がいらっしゃるかどうかというのを見た上で、審議を進めていくというやり方を進めているところでございます。現在、この資料1-3という形で専門委員の先生方から確認書を御提出いただいております。

資料1-2に基づく必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたしますと、本日の議事について、本日配布しております資料1-3にございまして、平成15年10月2日委員会決定2の(1)に規定する調査審議等に参加しない

こととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃらないということでございます。

資料1-3の確認書の記載後に御変更はございませんでしょうか。

それでは、今御説明しました内容について御確認いただき、また、御留意いただきまして、専門委員をお務めくださいますよう、よろしく願いいたします。

次に、議事(3)でございます。本専門調査会の座長の選出をお願いいたしたいと思えます。座長の選出にあたりましては、先ほど御説明しました専門調査会の運営規程の第2条第3項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。

いかがでございましょうか。御推薦はございますでしょうか。

吉永先生。

○吉永専門委員 この分野で高い御見識をお持ちで、前もこの調査会の座長であられた圓藤吟史先生を御推薦したいと思えます。

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。

そのほか、御推薦はございませんか。香山先生、お願いします。

○香山専門委員 これまでの経緯及び御経歴を考えまして、圓藤吟史委員が最も適任かと思えます。

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。

そのほか、御推薦はございますでしょうか。

ただいま、吉永専門委員、香山専門委員から、圓藤吟史専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同される方は拍手をいただければと思います。

(拍手)

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に圓藤吟史専門委員が互選されました。

圓藤先生、座長席のほうにお移りいただければと思います。

それでは、圓藤座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○圓藤(吟)座長 圓藤でございます。化学物質・汚染物質専門調査会は、幹事会あるいは化学物質部会、汚染物質部会、清涼飲料水部会、あるいは、鉛ワーキンググループと、多岐にわたって審議し、あるいは合同で審議していくことをしております。先生方から忌憚のない御意見をいただきまして、より成果のある評価書を作成していきたいと考えておりますので、先生方の御協力、よろしく願いいたします。

○前田上席評価調整官 ありがとうございます。

次に、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項に、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行を圓藤座長をお願いいたします。

○圓藤（吟）座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名につきまして、私から座長代理として長谷川専門委員を推薦したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（拍手）

○圓藤（吟）座長 ありがとうございます。

それでは、長谷川座長代理から一言、御挨拶をお願いしたいと思います。

○長谷川座長代理 長谷川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○圓藤（吟）座長 ありがとうございます。

それでは、議事（４）の化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制についてに移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○今井課長補佐 それでは、資料２－１と２－２を用いまして、運営体制に関して御説明いたします。

資料２－１の第１条でございますけれども、化学物質・汚染物質専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによるものとされており、以下、運営体制について記載してございます。

まず、幹事会についてでございます。

第２条、化学物質・汚染物質専門調査会に幹事会を置き、幹事会の議決をもって化学物質・汚染物質専門調査会の議決とする。

第２条の第３項で、幹事会は、化学物質・汚染物質専門調査会及び部会の座長並びに化学物質・汚染物質専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。

第４項、幹事会に、座長を置き、化学物質・汚染物質専門調査会の座長がその職務を行う。

第６項、幹事会の座長に事故があるときは、幹事会に属する専門委員のうちから幹事会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとされておりまして。

次に部会の規程でございますが、第３条、化学物質・汚染物質専門調査会に化学物質部会、汚染物質部会及び清涼飲料水部会のほか、幹事会が必要と認めた部会を置くとしております。

この幹事会と各部会のイメージをお示ししたものが資料２－２でございます。化学物質・汚染物質専門調査会の中に、化学物質部会、汚染物質部会、清涼飲料水部会がございます。その部会の中で物質ごとに調査審議をいたしまして、その部会による調査審議の結果を幹事会に報告いたします。幹事会では部会が調査審議した結果について調査審議をし、幹事会の議決をもって化学物質・汚染物質専門調査会の議決となるという構造で、専門調査会を運営するものでございます。

また、これら３つの部会に加えまして、鉛の評価を行うための鉛ワーキンググループが設置されております。この鉛ワーキンググループにつきましても、審議結果が出た場合に

は、幹事会に報告するというにしております。

資料 2-1 に戻っていただきまして、第 3 条第 3 項に、部会に属すべき専門委員は、化学物質・汚染物質専門調査会の座長が指名するとされております。

第 4 項では、部会に座長を置き、その部会に属する専門委員のうちから、本専門調査会の座長が指名するとされており、第 6 項で、部会の座長に事故があるときは、本専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとされております。

以上でございます。

○圓藤（吟）座長 ありがとうございます。

何か御意見ございますでしょうか。化学物質・汚染物質専門調査会には 3 つの部会と鉛ワーキンググループがあり、それぞれ専門的な立場から審議していただくということです。ただいまの御説明について御質問がございましたら、お伺いしたいと思います、特にございませんでしょうか。

それでは、幹事会、部会、鉛ワーキンググループの構成メンバーを決めたいと思います。事務局から資料 2-1 の「化学物質・汚染物質専門調査会の運営体制に関する事項」の説明がありましたが、第 2 条第 3 項により、幹事会は本専門調査会及び部会の座長並びに本専門調査会の座長が指名する専門委員により構成するということになっております。それから、部会については、第 3 条により、座長、座長代理、構成委員を、専門調査会の座長が指名するということになっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。

3 つの部会がございますし、幾つかの部会に所属されておりますので資料を用意しております。ただいまより配布をお願いいたします。

（資料配布）

○圓藤（吟）座長 お手元に届きましたでしょうか。

申し訳ございませんが、傍聴の方には用意してございません。

それでは、指名させていただきます。五十音順でお名前のみで、敬称を略させていただくことをお許しいただきたいと思います。

化学物質部会は、青木、浅見、圓藤陽子、川西、川村、熊谷、渋谷、祖父江、野原、増村、村山、吉田、吉成、鰐淵の各専門委員、計 14 名でございます。

汚染物質部会は、圓藤吟史、香山、川村、祖父江、高橋、田中、野原、長谷川、福島、増村、村田、吉永、吉成、鰐淵の各専門委員、計 14 名でございます。

清涼飲料水部会につきましては、青木、浅見、圓藤陽子、香山、熊谷、渋谷、高橋、田中、長谷川、村山の各専門委員、計 10 名でございます。

部会の構成メンバーにつきましては、このように指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、各部会の座長及び座長代理でございます。化学物質部会は、座長を青木専門委員、座長代理を鰐淵専門委員にお願いしたいと思います。汚染物質部会は、座長に私（圓藤吟史）、座長代理は川村専門委員にお願いしたいと思います。清涼飲料水部会は、

座長に長谷川専門委員、座長代理に渋谷専門委員をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それぞれ御異論ございませんでしょうか。

ないようですので、部会の構成メンバー、座長、座長代理につきましては、この体制でお願いしたいと考えております。

続きまして、幹事会の構成でございます。幹事会は、各部会の座長3名と、私が指名する4名の計7名で構成するということにしたいと思います。各部会の座長は自動的に幹事会のメンバーになりますが、私の指名する4名につきましては、各部会の座長代理及び川西専門委員をお願いしたいと思います。幹事会のメンバーとしては、青木、川西、川村、渋谷、長谷川、鰐淵、そして私（圓藤吟史）の7名でございます。

幹事会の座長は、本専門調査会の座長がその職務を行うことになっておりますので、私が座長を務めさせていただきたいと思います。幹事会の座長代理は長谷川専門委員をお願いしたいと思います。皆様、それでよろしいでしょうか。

（拍手）

○圓藤（吟）座長 ありがとうございます。

次に、鉛ワーキンググループの構成メンバーを指名させていただきたいと思います。配布資料の裏に鉛ワーキンググループの名簿がございますが、圓藤（吟）、高橋、村田、吉永の各専門委員に加えて、器具・容器包装専門調査会の小野専門委員、六鹿専門委員、横井専門委員を加えた専門委員7名と、必要に応じて専門参考人の方をお呼びして進めたいと思います。鉛ワーキンググループの座長は私（圓藤吟史）が務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（拍手）

○圓藤（吟）座長 ありがとうございます。

それでは、今後、それぞれの部会、ワーキンググループ、幹事会で調査審議を行っていきたくと思いますので、お力添えを賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、今回新たに専門委員に就任された方が何人かいらっしゃいますので、化学物質・汚染物質専門調査会で現在審議中の案件などについて、事務局より説明をお願いいたします。

○今井課長補佐 資料3の「化学物質・汚染物質専門調査会における審議について」を御覧いただきたいと思います。3つの部会の審議対象と審議状況について簡単に御説明申し上げます。

まず、化学物質部会でございますが、審議の対象は、食品の製造や調理の過程で生成される化学物質でございます。

審議状況でございますが、これまでにアクリルアミド、クロロプロパノール類、トランス脂肪酸、フランのファクトシートを作成していただいております。

また、食品安全委員会が、自らの判断により評価を行う「加熱時に生じるアクリルアミド」について審議中でございます。

続きまして、汚染物質部会でございますが、審議対象は、自然界中に存在し、環境中から食品に取り込まれる化学物質（汚染物質）でございます。

審議状況でございますが、これまで評価を行ったものとしては、メチル水銀、カドミウム及びヒ素でございます。ヒ素は、本日の資料4にございますが、本年11月27日にパブリックコメントが終了したところでございます。

今後の審議の予定でございますが、本専門調査会における汚染物質の評価に適用できるベンチマークドーズ法のガイダンスの作成を予定しております。

清涼飲料水部会でございますが、審議対象は、清涼飲料水及び水道水に含まれる化学物質及び汚染物質でございます。

清涼飲料水につきましては、裏面の別紙に審議状況を一覧表にまとめております。48物質の諮問が来ておりまして、そのうち45物質が答申済み、専門調査会での審議が終了しているものが1物質、ヒ素がございます。また、清涼飲料水部会等で審議中のものが2物質、六価クロムと鉛がございます。

今後の審議の予定ですが、清涼飲料水中の亜鉛、鉄、硬度の評価を予定しております。

最後に、鉛ワーキンググループでございますが、食品安全委員会が、自らの判断による評価を行う鉛について、食品健康影響評価の一次報告をとりまとめており、今後その取扱いを御検討いただく予定でございます。

以上が本専門調査会における審議の状況でございます。

○圓藤（吟）座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

特にございませぬので、議題（5）のその他の議題に移ります。

本専門調査会では、食品中のヒ素の評価書案をとりまとめ、10月29日から11月27日まで、国民からの御意見・情報の募集を行いました。本日は、資料4に提出されたコメントと回答案を用意しておりますので、まず事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤係長 それでは、資料4と参考資料「ヒ素の評価書（案）」を用いて説明させていただきます。

最初に参考資料の3ページを御覧ください。審議の経緯といたしまして、清涼飲料水の規格基準の改正関連としまして、2003年、厚生労働大臣から要請があったものでございます。自ら評価関連としましては、2009年、食品安全委員会として自ら評価の決定をいたしました。審議は12回ほど行いまして、8月30日に幹事会、10月28日に食品安全委員会で報告しているという経緯でございます。

それでは、資料4を用いまして、意見と回答の概略を説明させていただきます。パブリックコメントの実施期間は10月29日から11月27日の1か月間です。提出状況としては、2通の御意見がございました。

意見と回答の概略でございます。1通目の意見・情報でございますが、評価書の18ページ、4行目ですけれども、「電気加熱原子吸光分析について、ヒ素を分析する有用な方

法の一つであるので、分析方法への採用を前向きに検討いただきたい。」という御意見です。これに対する回答（案）では、「評価書（案）では、電気加熱原子吸光分析に関する海外及び国内の現状について記載しております。分析方法は、リスク評価の重要な部分と認識していますので、リスク管理担当の厚生労働省にお伝えします。」との回答案です。

続いて2通目でございますけれども、4つの御意見をいただいております。「日本で食品中に含まれるヒ素を摂取することによる健康リスクの大きさや、健康影響に関する懸念の有無について、わかりづかったことについて、わかりやすく回答してください。」ということで、4つ質問をいただいております。

1点目は、133ページの記載に関することでございます。下から4行目ですが、「日本人の食生活に欠かせない海藻類、魚介類、米から摂取するヒ素による健康リスクについて、どのように評価していますか。」ということです。回答案としては、「日本人で、数種の陰膳調査による平均値で  $0.130 \sim 0.647 \mu\text{g}/\text{kg}$  体重/日であり、本評価書で算定したNOAEL又はBMDLの値と両者はかけ離れたものではない。そのため、日本人における一部の高曝露者では今回算定したNOAEL又はBMDLを超える無機ヒ素を摂取している可能性がある。としています。」とし、

最後の部分ですが、「海産物やお米を食べることも含めてバランスのよい食生活を心がけることが重要と考えます。」と回答しています。

2点目ですが、153ページに記載されていることに関して、下から2行目に「日本人の食生活において、食品から摂取する無機ヒ素に食品安全上の問題はありますか、ないのでしょうか。」と。

3点目の質問を続けますが、下から5行目に「耐容摂取量などの定量的な評価ができなかった理由をわかりやすく解説してください。」という質問でございます。

この2と3については併せて回答させていただきます。「海外の疫学調査では、飲料水がヒ素に汚染された地域のデータはありましたが、食品全体を通じて摂取する無機ヒ素の量を正確に推定することが難しかったこと、調査地域と日本では生活環境が大きく異なること」、下から3行ですが、「発がんに関するメカニズムなどの知見が不足していたこと、」次のページにいきまして、4行目ですが、「このようなことから評価することが困難であると判断しました。」。

次に、「日本において食品を通じて摂取したヒ素による明らかな健康影響は認められておらず、ヒ素について食品から摂取の現状に問題があるとは考えていませんが、一部の集団で無機ヒ素の摂取量が多い可能性があることから、バランスのよい食生活を心がけることが重要と考えます。また、更なる研究等が必要であると回答しております。」と回答しております。

最後、4点目でございます。下から5行目、「食品安全委員会が実施した陰膳調査において、無機ヒ素摂取量が高い人の食事内容について公表してほしい。」ということでございますが、「平成24年度の分析調査は、食品全体からのヒ素の摂取量を把握すること

を目的として実施しました。そのため、個々の食品ごとの分析は行いませんでした。なお、食品ごとの含有量については評価書（案）の 30 及び 34～35 ページに記載しております。」と回答させていただいております。

このような回答になるんですけれども、ヒ素については関心が高いと思われましたので、先日、11月22日に食品安全セミナーを開催させていただきまして、海外から有機ヒ素の最新知見をフランチェスコニ教授から、また、水産大学校から花岡教授に講演いただいて、最後にリスクコミュニケーションという形で圓藤座長から評価結果（案）について詳しく説明をしていただきました。一般参加者が140名、報道関係11社、約200名の方が来られました。

以上でございます。

○圓藤（吟）座長 ありがとうございます。

評価書（案）自身がわかりづらいというのは確かにあるかと思いますが、ヒ素の評価をきっちりしていくとなりますと、膨大なボリュームのある評価書（案）になるかと思えます。影響はあるのかなのかという二分法では説明できないから、これだけの分厚いものにして説明しております。まだまだ御意見あるかと思いますが、パブリックコメントに対する専門調査会の回答につきまして、今、佐藤係長から回答（案）を示していただきましたが、この回答（案）につきまして御議論したいと思っております。このような回答（案）で御異論ございませんでしょうか。

では、このままの回答（案）として回答させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、原案どおり回答にさせていただきますようお願いいたします。

○今井課長補佐 承知いたしました。

○圓藤（吟）座長 その他、事務局から何かございますでしょうか。

○今井課長補佐 先ほどのパブリックコメントへの回答と評価書（案）は、座長に御確認いただいた上で、食品安全委員会に御報告させていただきます。

この後、引き続きまして、化学物質部会を開催いたします。10分ほど休憩をとらせていただきまして、この場所で行いますので、化学物質部会に所属する先生方におかれましては、どうぞよろしくようお願いいたします。

また、今後の会合の日程につきましては、日程調整の上、改めて予定を御連絡させていただきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

○圓藤（吟）座長 化学物質・汚染物質評価書（案）の「食品中のヒ素」につきましては、字句の細かい修正はあろうかと思えますので、もしございましたら、事務局ないし私のほうにお寄せいただきまして、細かい修正に関しては私に一任していただければと思っております。大きなところについては既に決まっておりますので、このままで行いたいと思えます。そして、審議結果を食品安全委員会に報告いたします。事務局はその報告の準備をよろしくようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 6 回化学物質・汚染物質専門調査会を閉会といたします。どうもありがとうございました。